

耐震改修促進税制について

住宅に係る耐震改修促進税制（所得税、固定資産税）

●所得税額の特別控除

個人が、平成21年1月1日から令和3年12月31日までの間に、駒ヶ根市において昭和56年5月31日以前に建築された住宅で駒ヶ根市木造住宅等耐震診断事業を行い耐震改修を行った場合、耐震改修に要した費用の10%相当額（250万円を上限）を所得税額から控除することができます。

（確定申告をしていただきます。）

（1）主な要件は、

<既存住宅の要件>

- ①申請者の居住の用に供する住宅であること
- ②昭和56年5月31日以前の耐震基準により着工された住宅で、現行の耐震基準に適合していないものであること

<耐震改修の要件>

- ③現行の耐震基準に適合させるための耐震改修であること

（2）税額控除を受けるためには、工事を担当した建築士等が発行する証明書等を添付して、税務署に確定申告を行うことが必要です。

○証明書の発行は

- ①住宅耐震改修に関する補助事業を実施している市町村
- ②改修工事の設計等をした建築士（建築士事務所登録のある者に限る。）
- ③地方公共団体（①以外）、建築士（②以外）、登録住宅性能評価機関、指定確認検査機関

駒ヶ根市都市計画課
景観建築係

証明に必要な書類

（提出部数2部）

注）当書類を提出しても直接控除されるものではありません。

- ① 住宅耐震改修証明申請書（証明できしだい1部お返しします）
- ② 申請家屋の所在地及び建築年月日が確認できる書類（登記、建築確認、固定資産税の課税証明等）
- ③ 住宅耐震改修をしたことが確認できる書類（改修前後の平面図、設計書、耐震診断書、工事写真）
（上部構造評点が1.0以上であり、地盤及び基礎が安全であること。なおRC造は別途要件が必要）
- ④ 申請者が負担した耐震改修費用の額が確認できる書類（耐震改修工事に係る費用の見積書、領収書）

●固定資産税額の減額措置

昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在していた住宅について、一定の耐震改修を行った場合には、その住宅に係る固定資産税額（120㎡相当部分まで）の税額を以下のとおり減額します。

耐震改修工事の完了時期	減額措置の内容	
平成 18 年 1 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日	3 年間	左記の期間、 固定資産税額を 2 分の 1 に減額
平成 22 年 1 月 1 日～平成 24 年 12 月 31 日	2 年間	
平成 25 年 1 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日	1 年間	

(1) 主な要件は、

<既存住宅の要件>

- ①昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅であること

<耐震改修の要件>

- ②現行の耐震基準に適合する耐震改修であること
- ③耐震改修に係る費用が 50 万円を超えること

(2) 減額措置を受けるためには、耐震改修工事完了後 3 ヶ月以内に、工事を担当した建築士等が発行する証明書へ必要書類を添付して、駒ヶ根市税務課に申告を行うことが必要です。 ※必要書類は、工事前に市に確認しておきましょう。

○証明書の発行は

- ①住宅耐震改修に関する補助事業を実施している市町村
- ②改修工事の設計等をした建築士（建築士事務所登録のある者に限る。）
- ③地方公共団体(①以外)、建築士(②以外)、登録住宅性能評価機関、指定確認検査機関

駒ヶ根市都市計画課
景観建築係

○ 建築士が証明する場合の添付書類

- (1) 申請者が負担した耐震改修費用の額が確認できる書類（耐震改修工事に係る費用の見積書、領収書）
- (2) 建築士の資格を有する者の確認を証するもの

市が証明する場合に必要な書類

(提出部数 2 部)

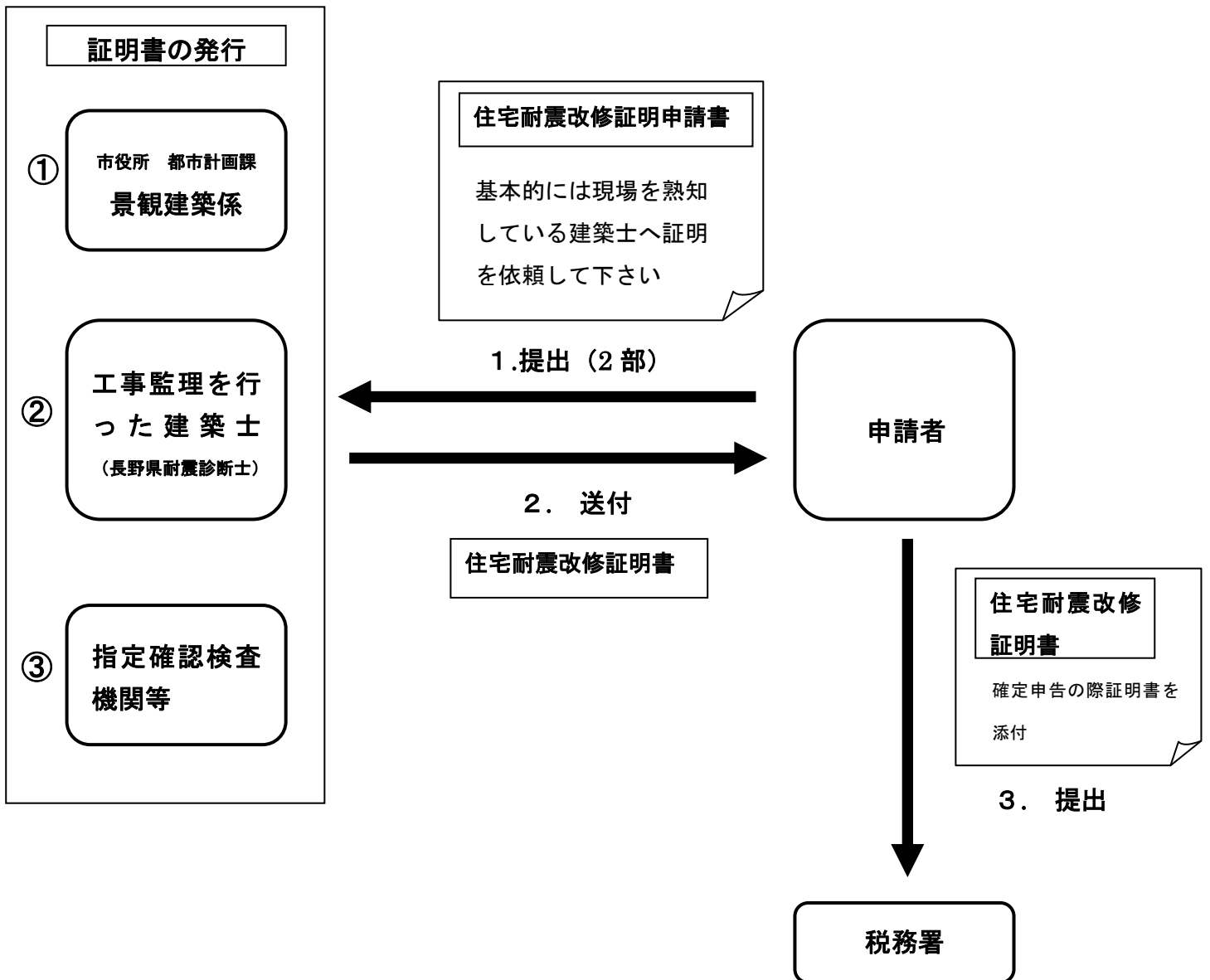
注) 当書類を提出しても直接控除、減額されるものではありません。

- ① 住宅耐震改修証明申請書（証明できしだい 1 部お返しします）
- ② 地方税法施行規則附則第 12 条第 24 項の規定に基づく証明申請書（証明できしだい 1 部お返しします）
- ③ 申請家屋の所在地及び建築年月日が確認できる書類（登記、建築確認、固定資産税の課税証明等）
- ④ 住宅耐震改修をしたことが確認できる書類（改修前後の平面図、設計書、耐震診断書、工事写真）
（上部構造評点が 1.0 以上であり、地盤及び基礎が安全であること。なお RC 造は別途要件が必要）
- ⑤ 申請者が負担した耐震改修費用の額が確認できる書類（耐震改修工事に係る費用の見積書、領収書）

耐震改修促進税制の申請手続きフロー

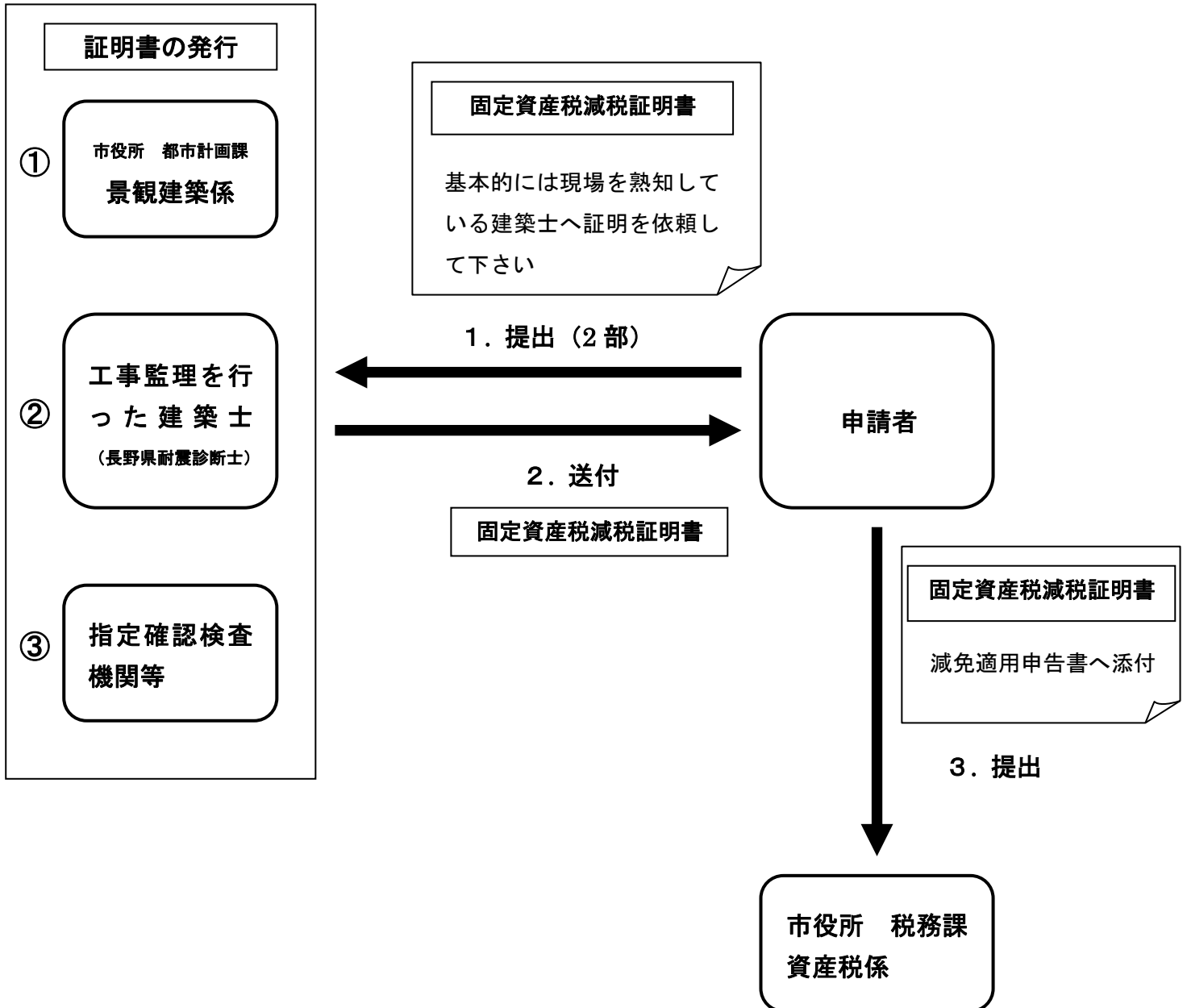
●所得税額の特別控除

- 耐震改修工事完了後、住宅耐震改修証明申請書を各機関等へ提出して頂き、発行された証明書を確定申告へ添付して、税務署へ申告することにより所得税額の特別控除を受けることができます。



●固定資産税の減額措置

- 耐震改修工事完了後、地方税法に基づく証明申請書を各機関等へ提出して頂き、発行された証明書を固定資産税減免規定の適用申告書へ添付して、工事が完了した日から3ヶ月以内に市役所税務課へ申告することにより固定資産税の減免を受けることができます。



《お問い合わせ先》

- 耐震事業・証明書に関すること 駒ヶ根市役所 都市計画課 景観建築係 電話 0265-83-2111(代) 内線 523
- 所得税の特別控除に関すること 税務課 市民税係 内線 273~275
- 固定資産税の減免に関すること 税務課 資産税係 内線 276~278